

映画「桃太郎大戦鬼魔島」(「桃老大伏匪記」) 補論

Supplementary Notes on “*tao-tai-lang da-zhan gui-mo-dao*” (“*Tao-lao-da fu-fei-ji*”)

武久康高

Yasutaka TAKEHISA

1 はじめに

次に引用するのは、『聯合報』1961年12月31日の記事。その年の台湾映画界を振り返る本記事では、台湾語映画の現状について次のように記している¹。

台湾語映画は以前からすたれており、中国語の映画だけでは今年の台湾映画市場の上映枠を満たすことができない。そこで、多くの広東語の武侠映画に中国語の台詞がつけられ、上映がなされている。そうしたなか、日本映画のみが良い状況である。：日本映画の代理商が違法に日本映画を輸入していた事件はいまだに解決していない。それなのに、この間に台湾語映画の映画商は、「桃太郎」や「浦島太郎」、「真平四郎」などという作品を撮っている。中国人に日本のお話を演じさせるなど、いったいどこに住んでいるのか全くわからないことだ。

この新聞記事が回顧するように、確かにこの時期は台湾語映画の低迷期にあったと言える²。そんななか、台湾内における日本映画の人気は高かったため、台湾語映画でも「桃太郎」や「浦島太郎」といった「日本物」の映画が制作され、人気を博していたようである³。だが一方で、そうした「中国人に日本のお話を演じさせる」ような映画については、あまり好意的に捉えない向きもあった。むしろ要因は様々考えられようが、その一つには、皇民化教育などを通じて「日本人」になるよう強制された、戦前・戦中の帝国日本に対する人々の記憶の存在を指摘しうるであろう。

ところで、この1961年に公開された台湾語映画の「桃太郎」(「桃太郎大戦鬼魔島」)については以前、当時の新聞広告や関係者の証言などを手がかりとしながら、その内容や対象、上映期間、会場といった基本的な事柄、および本映画の公開をめぐる一連の出来事について論じたことがある⁴。特に後者については、本映画を制作した永新影業社の社長である戴傳李のインタビュー記事をもとに、台北市での封切り後に上映の可否をめぐる再審査がなされたことや、その結果として題名が変更させられたこと(「桃太郎大戦鬼魔島」から「桃老大伏匪記」へ)などを指摘したのだが、このたび台湾での調査を通じて、その再審査の内容を記した資料を入手することができた⁵。そこからは、以前の論文では明らかにできなかった具体的な処分の内容や「桃太郎」に対する当時の認識について知ることができ、本資料は戦後台湾における「桃太郎」のありようを考察する上で非常に興味深いものといえる。よって本稿では、まず「桃太郎大戦鬼魔島」の概要を確認した上で、再審査の内容および具体的な処分の実態について報告したいと思う。

2 「桃太郎大戦鬼魔島」の概要

まずは簡単に「桃太郎大戦鬼魔島」の概要を確認しておく⁶。

【制作会社・キャスト】

制作…永新影業社（社長：戴傳李）

監督…邵羅輝

出演…梅芳玉（邵羅輝）、白蓉、張敏など

【内容】

前稿でも述べたように、本作の現存は確認されていない。だが、黄仁・王唯編著『臺灣電影百年史 上』、および当時の雑誌記録や新聞に掲載されていた劇場広告の文言、さらには今回入手した資料から、その内容はおおよそ以下のようなものだったと推定できる。

宝石商・注守三とその妻白梅（妊娠中）らが多くの品物を仕入れて帰国する途中で海賊に襲われ、注守三は命を落とす。その後、両者の子どもは桃の中に転生し、川で洗濯していた老婆に拾われる。成長した桃太郎は山の名師のもとで武芸を学び、その山の神仙により父母の敵を討つよう命じられる。雉の知らせで海賊＝鬼の住む島に出陣した桃太郎は、犬猿雉の助けにより鬼を倒し凱旋帰国し、離れ離れだった恋人とも一緒になる。

【上映期間】

1961年7月15日に台湾中部の嘉義市で初上映され、以後、中南部の都市および基隆市といった北部を經由し、同年8月24日から9月2日まで台北市（大光明劇場、大観劇場）で上映。その後は台北市周辺や台湾南部をまわったようである。こうした上映日程に関して戴傳李（永新影業社社長）は、台北市での公開中には何らかの問題が発生する可能性が高いため、あらかじめ儲けを回収するべく中南部の都市から上映を開始したと述べている⁷。この判断の背景には、台北市では日本映画への規制が厳しく、たとえ台湾語映画といえども「桃太郎」を題材とした本作品にその影響が及びかねないといった事情、さらに、この時期すでに台湾語映画市場の重点は地方に移っていたこと⁸や、台湾中南部において日本語映画の人気が高かったこと⁹、中南部の劇場では新聞に上映広告を出さないところが多く目立ちにくかったこと¹⁰などの理由があったと考えられよう。だが、主に子ども向けに作られた本映画は台北市でも人気を博したようで、1961年台北市での台湾語映画の興行収入で第2位の成績を収めている¹¹。

3 「會檢」の内容

ところで、戴傳李によると、「桃太郎大戦鬼魔島」はすでに撮影の段階から上映禁止の可能性が予想されており、公開の可否を決定する審査においても、担当者が戴の知人だったおかげで上映が可能になったという経緯があったようである¹²。むろんそれは、戦前・戦中に人々の戦意高揚に利用されてきた「桃太郎」が、日本統治時代を経た戦後台湾で映画化されるという特殊な事情にもよるのであろうが、戴の危惧した通り、台北市での上映期間中に本映画の再審査を求める声があがった。その内容はおおよそ以下のようなものである¹³。

本市『聯合報』の映画広告欄に連日掲載されている台湾語映画「桃太郎」の広告には、いずれも「誰もが承知している民間故事」等の宣伝文句が綴られている。

桃太郎の鬼が島征伐の故事を調べると、それは日本の古代神話に関わっており、天皇は神であるという考えと一脈通じている。すでに広く受け入れられ、遂には日本軍国主義思想の源泉となった。連合国による日本占領の期間、連合国軍の総司令部は日本の神国思想を打ち破り、軍国主義

を粛清した。かつてのこうした類いの伝説に対しても禁止が加えられた。そして日本は独立以後、未だに学校の教材には桃太郎が採択されていないのである。

台湾省の光復以後、政府は日本統治時代の思想上の遺毒を速やかに駆除するため、日本語の書籍や新聞、映画などに対して極めて厳しく管理制限してきた。それなのに、どうして桃太郎の故事が本省において撮影され、公然と上映されるのか分からない。そこで用いられている宣伝文句はでたらめな言葉というだけでなく、さらにはその観念も不明確で、我が国民の心を動揺させ、日本人を密かに笑わせるのに十分である。そこで当該映画のおおもとを調べて明らかにし、是正を加えるべきだと思われる。

ここには、「桃太郎」は神国思想や軍国主義と関わりがあるとされたため、日本国内では連合国により学校教材への採択が禁止され¹⁴、台湾でもこうした日本統治時代の「遺毒」への厳しい対処がなされてきたという事情、しかしそれにもかかわらず、桃太郎を題材とする映画が台湾で公然と制作・上映され、さらにその桃太郎が「誰もが承知している民間故事」（「民間故事家喻戸曉」）と宣伝されていることに対する不満が述べられている。約50年にも及ぶ統治を受けてきた台湾では、戦後16年たった1961年においてもなお、「桃太郎」は神国思想の源泉、あるいは軍国主義の象徴として認識され、その映画の上映に嫌悪感を持つ人々がいたのである¹⁵。

そこでさっそく、本作品がまだ台北市で上映されている8月30日に「行政院新聞局電影檢查處」において、「内政部」、「台湾警備總司令部」、「國民黨中央第四組」、「國民黨中央第六組」などの参加による「會檢」（関連の機関や専門家が会する再審査）がおこなわれた。そこで決定された内容は、おおよそ以下のようなことである¹⁶。

【決定内容】

- ・映画全体に教育的な意義はないが、神国思想や軍国主義に染まっている事例にはあたらないため、「電影検査法」に基づき上映禁止にはしないこと
- ・この映画を継続して他の地域でも上映するにおよび、日本化の広まりを避けるため、以下の三点を遵守すること
 - (1) 映画の名前を変更する（再び「桃太郎」という言葉を使わない）こと
 - (2) 最後の凱旋する場面を削除すること
 - (3) 各地で上映するとき、新聞広告には「民間故事」という言葉を使わないこと

映画審査のやり方を定めた「影片検査辦法」¹⁷の第2条には、「映画の内容に関わって、その政治的な問題や意識がはっきりしないもの、あるいは特に判断がつかない問題や判定が簡単でないもの」については「電影検査處」が関係諸機関の責任者を招き共同で審査する、という規定がある。ここでもそれに従って再審査がおこなわれ、本映画と神国思想や軍国主義との関連は否定されたものの、映画のタイトルに「桃太郎」と入れることが禁止され、最後の凱旋場面も削除されることになった。こうした決定は、どうしても「桃太郎」から神国思想や軍国主義を想起してしまう台湾の人々への配慮を示したものと言えよう。

以上の結果、本映画のタイトルは「桃老大伏匪記」と変更される¹⁸。これは台北市郊外の士林・陽明劇場（9.27-29）や景美・景美劇場（10.3-5）、台北市の隣にある三重・建国劇場（9.21-27）等の新聞広告において確認できるのだが（【資料1】）、一方で、新宮・新宮劇場（9.5-9）、板橋・板橋劇場（9.8-10）、竹東・栄楽劇場（9.10-13）、高雄・新宝劇場（9.11-17）鼓山劇場（9.12-14）、中壢・銀宮劇場（9.14-20）、宜蘭・竜宮劇場（9.21-26）、草屯・進発劇場（9.25-?）などの新聞広告では、処分の決定後も「桃老大伏匪記」ではなく、「桃太郎」あるいは「桃太郎大戦鬼魔島」と表記されている（【資料2】）。

こうした表記の違いがなぜ起こったのか、そのはっきりとした理由は分からない。しかし、前掲の

永新影業社社長戴傳李の判断——「桃太郎」を題材とした本映画は台北市での公開中に何らかの問題が発生する可能性が高いため、中南部の都市から上映を開始したこと——を参考にすれば、「桃太郎」に対する拒否反応は北部、特に台北市周辺で強かったと考えられ、こうした地域差が上記のような新聞広告の表記の違いとしてもあらわれている、と考えることもできよう。

ちなみに、南投県草屯の劇場広告（聯合報 9. 25, 台南市立図書館蔵）では、再審査後もそのタイトルは「桃太郎」とされ、さらには「日片」（日本映画）という虚偽の表記までなされている（【資料 3】）。台湾中南部においては日本語映画の人气が高く、北部よりも「桃太郎」への拒否感が比較的少なかったことを示す例として、ここで指摘しておきたい。

【資料 1】



三重・建国劇場広告
（徵信新聞報 9. 21, 台湾分館蔵）



景美・景美劇場広告
（中央日報 10. 4, 台湾分館蔵）

【資料 2】



高雄・新宝劇場広告
（民衆日報 9. 17, 台湾分館蔵）

【資料 3】



草屯・新發劇場広告
（聯合報 9. 25, 台南市立図書館蔵）

※写真はすべて稿者撮影。

4 「民間故事」が担う意味性

ところで、先の再審査の決定内容についてはもう一つ注目したいことがある。本映画を宣伝する新聞広告には「民間故事」という表現を使わないこと、とする決定である。

1955年に制作が始められて以来、台湾語映画では「民間故事」に基づいた映画が争って撮られていた¹⁹。そうした台湾語映画のあり方について、台湾省国民党部の「社調報告」（1957年）は以下のよう述べている²⁰。

近頃、本省の映画界では台湾語映画がとても盛んにみえる。上映時は多くの観衆を集め、その大部分は農村の観衆が占めている。ただし、台湾語映画の多くは本省の民間故事を題材としてお

り、往々にしてその内容はでたらめで庶民の感情を乱すものがあると聞く。例えば「林投姐」や「周成過台湾」のような話は、宣伝上や教育上を問わず、すべてにおいて弊害が多く、得るところが少ないと言える。映画商が制作する題材を変え、利益の獲得以外に宣伝や教育上の意義を負うような対策を講じるべきである。

観衆の大部分が農村の人々だった台湾語映画では、「本省の民間故事」を映画化することが多かったようである。しかし国民党政府は、そうした「本省の民間故事」は台湾の人々の感情に悪影響を与え、その映画化についても弊害ばかりで得るところが少ないという。そのためこの「社調報告」では、前掲の引用箇所以降において、「岳飛傳」のような「忠孝節義」の「通俗故事」をこそ映画化すべきだと指摘している。岳飛は南宋の武将で、中国大陸で人気の歴史上の人物。すなわちここは、「本省」のものではなく中国大陸伝来の「民間故事」をこそ映画化しなさい、というわけであろう。

当時の台湾では、「語言不統一、影響民族團結」といったスローガンのもと、「説国語運動」（学校や公の場では国語（＝中国語）を使い、方言（台湾語など）の使用を禁止する運動。1956年）が進められていた。いわば、台湾民衆の「中国人」化（＝台湾的なものの排除を通じた「国民」の形成）が国民党政府によってなされていたのであり、こうした「中国人」化の一環として、前述の「社調報告」の内容は理解することができよう。つまり、“どんなお話を「民間故事」と名付け、映画化するのか（本省の故事？／中国大陸の故事？）”という問題は、“私たちは何語を話すのか（台湾語？／中国語？）”という問題と同様、“自分たちは誰なのか（台湾人？／中国人？）”というアイデンティティの形成と不可分のものとして認識されていたのである。

むろん、こうした当時の認識は、再審査の決定内容（本映画を各地で上映するとき、新聞広告では「民間故事」という言葉を使わないこと）とも大きな関係があるといえよう。上記のような論理でいくと、「桃太郎」の映画を「民間故事」として各地で宣伝していくことは、台湾の人たちの来歴を「日本人」のそれと重ね合わせることに繋がるからである。それは、戦前・戦中に台湾でおこなわれた同化教育と同様の構図と言え、「日本化の広まりを避ける」という国民党政府の方針からも、避けなければならないことだったのである。

【資料4】「民間故事」の広告例



台北・大光明／大観劇場広告
（徴信新聞報 8. 28, 台湾分館蔵）

広告上段の劇場名（大光明、大観）の間に「家傳户晓，民間故事」という宣伝文句がみえる。

※写真は稿者撮影。

5 おわりに

本稿では、以前論じた台湾語映画「桃太郎大戦鬼魔島」（「桃老大伏匪記」）に関して、本映画の上映に反対する声の内容、およびその後におこなわれた再審査の内容について、具体的な資料をあげながら検討した。

ここでは、(1)桃太郎を神国思想の源泉や軍国主義の象徴として認識し、映画の上映に嫌悪感を持つ人々がいたという事実、(2)そこで再審査の結果、本映画には神国思想や軍国主義的な要素は見られないものの、「日本化」の広がりを防ぐ観点から、①映画の名前に「桃太郎」という言葉を使わない、②最後の凱旋場面を削除、③新聞広告に「民間故事」という言葉を使わない、という3点が決定されたことを確認した。

さらに、(2)①に関しては、処分決定後も「桃太郎」と表記し続ける新聞広告があるなど、北部と南部とでは「桃太郎」に対する態度に違いがあったこと、また(2)③のように「民間故事」という宣伝文句をやめさせる背景には、国民党政府が進めていた“台湾民衆の「中国人」化”の影響があったことをそれぞれ指摘した。

ところで、本稿で確認したように、1961年の「桃太郎」映画は、上映の途中でその名称が変更されてしまう。だが、1970年に上映された「桃太郎」映画（「神童桃太郎」）では、制作途中まで「金童妖怪」という名称だったのが、撮影の途中で「神童桃太郎」と変更される²¹。つまり1970年の映画では、「桃太郎」という名称があえて使用されているのである。では、こうした変化はなぜ生まれたのだろうか。「桃太郎」という存在の持つ意味が、この10年弱（1961～1970）の間で変容したのだろうか。後稿を期したい。

付記

本研究は、平成21年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究(B)「戦後台湾における桃太郎の調査」課題番号 20720067）の助成を受けたものである。

1 『聯合報』1961年12月31日。

2 黄仁・王唯編著『臺灣電影百年史話 上』（視覚印象廣告事業有限公司，2004.12，p359）によると、台湾語映画の制作本数は以下のような推移をたどったようである。ここからみると、1959～1961年は台湾語映画の低迷期であるといえる。

1955年3本，56年24本，57年81本，58年82本，59年38本，60年23本，61年8本，62年77本，63年98本，64年94本，65年100本，66年144本，67年116本，68年115本，69年27本，70年26本，71年24本，72年43本，73年11本，74年6本

なお、台湾語映画は現存しないものが多いため、その制作年代も論文によって差異がある。例えば、薛惠玲・呉俊輝整理「台語片片目（1955-81）」（『台湾電影史料叢書 台語片時代①』財團法人國家電影資料館，1994.10，p342）では、1961年上映の台湾語映画を15本だとする。だがどちらとも、この1961年までの数年間、他の時期に比べて上映本数が少ないことで一致している。

3 「浦島遊龍宮」（亞洲影業有限公司：郭南宏監督）。『聯合報』の新聞広告からみると、台北市での公開は1962年3月1日～5日（大光明劇場，大観劇場）。そのため注1の記事が書かれた1961年12月31日の段階で公開はされていなかったものの、撮影は終了していたと思われる。

また、新聞記事中にある「真平四郎」とは、漫画家・葉宏甲が描いた当時の大人気漫画“諸葛四郎シリーズ”の主人公の名前。1962年2月には同じ台北市・大光明劇場で「諸葛四郎與真平

双雄 大門双假面」という映画が公開されている(『聯合報』1962年2月6日, 8日など)。

なお, この時期は, 日本の曲にやや口語的な台湾語の歌詞を載せた歌曲(「混血歌曲」)が台湾で流行した時期でもある(李筱峰(松尾直太訳)「戦後二十年間の台湾歌謡と台湾の政治及び社会 中」『台湾映画2008年』東洋思想研究所, 2008. 9, p38)。こうした日本のものと台湾のものとを融合していこうとする台湾の文化状況の一つの表れとして, 今回扱うような「桃太郎」映画の存在があるといえよう。

- 4 拙稿『『戦後』台湾の桃太郎— 映画『桃太郎大戦鬼魔島』(『桃老大伏匪記』)—』(『日本文学』2006.9)
- 5 国民党中央第四組から総統府秘書長(張群)に宛てて送られた「五〇宣三字1194號」など, 1961年8月30日に「行政院新聞局電影検査處」において行なわれた「桃太郎大戦鬼魔島」の「會檢」に関わる資料。本資料は鄭玩香氏がその修士論文『戦後台湾電影管理體系之研究(1950-1970)』(國立中央大學歴史研究所, 2001. 7)において使用されており, 鄭氏からコピーをいただいたものである。
- 6 論旨の関係上, 本節は注4拙稿と内容が重なっている。
- 7 李宜洵「戴傳李的電影生涯」(戴傳李インタビュー)『電影歲月縱橫談』(財團法人國家電影資料館, 1994. 6, p631)。
- 8 呂訴上『臺灣電影戲劇史』(銀華出版部, 1961. 9, p97)。
- 9 葉龍彦「日片進口問題之探討」(『臺北文獻』125期, 1998. 9, p139)。
- 10 注9葉論文, p141-142。
- 11 『聯合報』1961年12月31日。
- 12 注7戴傳李インタビュー, p631。
- 13 五〇宣三字1194號。ただし, こうした声がどのような人々からあがったのかについては記述がなく, 現段階では不明である。
- 14 教科書での「桃太郎」の扱い方については, CIE(民間情報教育局)と文部省との間で早くから話題になっていたようである。そのあたりの事情を吉田裕久は, ワンダリック「日本占領の思い出(1945-46)(その一)」(『占領教育史研究』第2号, 明星大学占領教育史研究センター, 1985. 7)を引用しつつ以下のようにまとめている。

20年10月10日, ホールと文部省教科書局との会議では, 「桃太郎の記事, 新聞記者へは『あれは階級闘争的のものではない, 純真な子供之を帝国主義とか資本家さく取的とは考えない, 大人の意を以て子供の考へをおしはかる事はない之は生かすつもりだ』となっていた。が, 教科書分析が進んでいくにしたがって, 「可愛い桃太郎の物語は貧乏の百姓に生まれ, それが軍国主義に変わっていくすがたを表している。桃は勇敢な男性に成長し, 軍人となり, 彼の部下の犬ときじ(Parrot)をひきつれて鬼が城(Castle)を攻める物語である。桃太郎は鬼を退治し, 宝物をもちかえるのである。この貧しい百姓は日本人であり, 鬼は外国の権力を意味しているのである」と受けとめられるようになり, 日本軍国主義の象徴として削除の対象となった。

吉田裕久『戦後初期国語教科書史研究』(風間書房, 2001.3, p141-142)

- 15 なお, こうした台湾の人々の声は他のところからも確認できる。例えば『聯合報』1953年6月19日の記事(藝公「談日片検査」)では, 日本映画「風雪二十年」の予告編に登場した字幕「激發對祖國忠忱, 對同胞的熱愛」(祖国への忠誠心と同胞への愛を呼び起こす)を観た記者が, 「これがかもし日本国内の劇場で上映されるのなら問題ないが, かつて日本に51年間占領されていた台湾の劇場で流すのはどうなのか」と問題を提起し, こうした表現をもつ日本映画への検査の強化を求めている。

- 16 五〇宣三字1194號。
- 17 鄭玩香によれば、1951年に「中央第四組」が成立した後は、映画審査の主導権は表面上「電影検査處」だったものの、実際は「中央第四組」にあったという。そこで、彼らの主導のもと「影片検査辦法」が制定され、「會檢制度」（関係諸機関の責任者を招き共同で再審査すること）が作られたようである。
- 18 注4の拙稿でも指摘したように、本映画のタイトルは「桃老大伏匪記」と改められる。つまり、「桃太郎」が「桃老大」へ、「大戦鬼魔島」が「伏匪記」へと変更されるのである。これは、征伐する側である「桃太郎」を「日本（桃太郎）から中華民國（桃老大）」へ、また征伐される側である「鬼」を「匪」、つまり中国共産党へと変化させていく行為であった。そのことによって、本映画のイメージを「中華民國が中国共産党を征伐する」、つまり当時の国民党政府が奨励していた「反共」映画のそれへと転換させ、それを通じて、人々の持つ「軍国主義的な桃太郎」の記憶を中国共産党との戦いに用いるプロパガンダとして回収し、利用していったのである。
- 19 たとえば『聯合報』1956年11月16日の記事（「兩部『運河殉情記』將同時上演 看台語片的民間故事爭奪戰」）には以下のようにある。
近兩年來，台語片勃興以後，虫於走的都是民間故事的路線…。
その他、「大家爭拍閩南語片 民間故事齊上銀幕」（『中央日報』1957.1.27）などからも同様の事態が窺える。
- 20 省黨部社調報告，46台社字326號（稿者未見）。引用は注5 鄭論文，p89。
- 21 『聯合報』1969年6月18日。以下，本文を引用する。
金童収妖決定改名
【本報訊】國民公司兒童神怪片「金童収妖」，已決定改名為「神童桃太郎」。…

武久 康高（言語文化学科）
（2009.10.31 受理）